

## 普通免許状の申請について

【個人申請は4月～12月にさせていただくようお願いします。】

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間ですので、個人申請はご遠慮ください（助教諭臨時免許状・授与証明・書換・再交付を除く）。

ただし、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、事前にご相談いただくようお願いします。

最初に、ご自身の教育職員免許状の取得方法と根拠規定の確認をしてください。

取得方法	教育職員免許法根拠規定
教職課程がある大学等で教諭の免許状を取得する	別表第1 別表第2（養護教諭） 別表第2の2（栄養教諭）
保健師免許を基礎資格として、養護教諭2種免許状を取得する	別表第2のロ
教員としての在職年数を利用して、上位の免許状を取得する	別表第3 別表第6（養護教諭） 別表第6の2（栄養教諭）
同一の校種で他の教科の免許状を取得する	別表第4
教員としての在職年数を利用して、特別支援学校教諭免許状を取得する	別表第7
教員としての在職年数を利用して、他の校種の免許状を取得する	別表第8
教員資格認定試験の合格により免許状を取得する	免許法第16条
学校栄養職員としての在職年数を利用して、栄養教諭免許状を取得する	免許法附則第17項
教職課程がある大学等で、単位の修得のみで特別支援学校教諭免許状に新たな教育領域を追加する	免許法第5条の2第3項 免許法施行規則第7条第3項
教員としての在職年数と単位の修得で特別支援学校教諭免許状に新たな教育領域を追加する	免許法第5条の2第3項 免許法施行規則第7条第5項

取得方法と根拠規定を確認したら、該当する書類の番号を確認してください。  
この番号は申請書類のページの番号とリンクしています。

①教育職員免許状授与等願

- ・教育職員免許法別表第1、別表第2、別表第2の2
- ・別表第2のロ

②教育職員免許状授与等願

- ・教育職員免許法第5条の2第3項、施行規則第7条第3項

③教育職員検定願

- ・教育職員免許法別表第3、別表第6、別表第6の2
- ・教育職員免許法別表第4
- ・教育職員免許法別表第7
- ・教育職員免許法別表第8
- ・教育職員免許法附則第17項

④教育職員検定願

- ・教育職員免許法第5条の2第3項、施行規則第7条第5項

⑤教育職員免許状授与等願

- ・教育職員免許法第16条